

都道府県	市区町村	1 令和6年度就学援助制度の実施について 2 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)																																		
		令和6年7月時点の市区町村の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																																		
		＜中学校＞(1)実施・検討状況について								＜中学校＞(2)(1)の力の内容								＜中学校＞(4)(1)でアと回答した場合、支給した時期(複数回答している場合は最初の時期)										＜中学校＞(5)(1)でウと回答した場合のその理由(あてはまるものを全てに○)				＜中学校＞(6)(5)のエ及びオの内容				
ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討している	ウ、入学前支給を行っていないが、今後の費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	エ、そもそも新入生学用品費がいないため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象ではない	カ、その他									ア、令和5年度(令和6年度新入学分)以前	イ、令和6年度(令和6年度新入学分)以降	ウ、令和7年度(令和7年度新入学分)以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月初旬(入学式前)	ア、卒業の確保が困難だから	イ、規則改正などの回数が増える、実態に即した対応など、事務負担が増えるから	ウ、認定回数が増える、実態に即した対応など、事務負担が増えるから	エ、(入学)前支給とは異なる、自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他					
29	29	17	1	2	0	0	0	0									17	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14	2	0	0	2	0	0	0	0
佐賀県	佐賀市	○															○											○								
佐賀県	唐津市	○															○											○								
佐賀県	鳥栖市	○															○											○								
佐賀県	多久市	○															○												○							
佐賀県	伊万里市	○															○											○								
佐賀県	武雄市	○															○											○								
佐賀県	藤島市	○															○											○								
佐賀県	小城市	○															○											○								
佐賀県	嬉野市	○															○												○							
佐賀県	神埼市	○															○											○								
佐賀県	吉野ヶ里町	○															○											○								
佐賀県	基山町	○															○											○								
佐賀県	上埴町		○															○																		
佐賀県	みやき町	○															○											○								
佐賀県	玄海町			○																										○						
佐賀県	有田町	○															○											○								
佐賀県	大町町	○															○											○								
佐賀県	江北町	○															○											○								
佐賀県	白石町	○															○											○								
佐賀県	太良町			○																										○						

		1 令和6年度就学援助制度の実態について																				4. 就学援助率					
		3. 就学援助制度の振替規定・認定基準について																									
		(1) 令和6年度当初における事業保護の認定基準(該当するもの全てに○)																									
		ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ 市区町村市民税の減免	ウ 市区町村住民税の減免	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ 児童手当の支給	キ 保護者が職業安定所の登録日雇労働者	ク PTA会費、学納費等の学校納付金の減免が行われている者	ク 個人の事業税の減免	コ 固定資産税の減免	サ 学校納付金に納付状況の悪い日数が多い者、昼食、被服等が悪い者または学習用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ 経済的理由による欠席の頻度が高い者	ス 保護者が不登校により休むことが多い者	ソ 生活保護の受給者	タ 生活保護の受給者	チ 特別支援教育対象児童又は障害児等	ツ 市区町村税(所得税等)に課税されている者	テ 市町村税(所得税等)に課税されている者	ト、その他	(2)(1)で「ナ」又は「チ」に○をした場合		(3)(1)で「タ」に○をした場合				
係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)					
20	20	12	15	10	8	9	12	8	3	4	8	4	3	9	2	10	4	3	9	3	4	17	9	4	0	0	20
佐賀県	佐賀市	○	○														○			○		1.2					20%未満
佐賀県	唐津市	○	○				○							○				○				1.3					15%未満
佐賀県	鳥栖市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○				○								15%未満
佐賀県	多久市															○						1.3					10%未満
佐賀県	伊万里市															○						1.3					15%未満
佐賀県	武雄市	○	○	○	○	○	○			○	○			○			○					1.3					20%未満
佐賀県	鹿島市																○					1.3					10%未満
佐賀県	小城市		○	○			○												○								15%未満
佐賀県	藤野市	○	○				○					○		○		○						1.3					5%未満
佐賀県	神埼市	○	○				○							○		○			○			1.3	教育委員会が援助が必要と認められた者				10%未満
佐賀県	吉野ヶ里町	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○			1.3					15%未満
佐賀県	基山町	○	○	○	○	○	○	○								○						1.3					10%未満
佐賀県	上峰町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○						1.3					10%未満
佐賀県	みやき町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3					10%未満
佐賀県	玄海町		○	○	○	○	○	○								○						1.3					15%未満
佐賀県	有田町															○						1.3					10%未満
佐賀県	大町町	○	○	○	○	○		○						○		○						1.3					10%未満
佐賀県	江北町		○													○						1.3					10%未満
佐賀県	白石町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○			○			○		1.3	保護者の死亡、災害、その他援助の必要がある場合				5%未満
佐賀県	太良町																		○				収入額から生活保護基準額及び学用品費等必要額などの町独自加算額を差し引いた金額を算出した上で、家庭の状況等を考慮し認定している。				5%未満

[illegible]

[illegible]